

肱川風の博物館  
 第12回版画絵はがきコンテスト作品展のご案内

肱川風の博物館では、第12回「版画絵はがきコンテスト」作品展を開催しています。

このコンテストは、昨年11月から今年1月末まで募集していたもので、大洲市内はもとより全国各地から495作品（一般の部152点、中学生以下の部343点）の応募がありました。  
 はがきサイズいっぱい描かれた木版画やシルクスクリーン、ゴム版画などの感性あふれる作品の数々を、この機会にぜひご覧ください。

【開催期間】

3月15日(金)～6月30日(日)

【場所】

風の博物館（企画展示室）



大賞／中学生以下の部



大賞／一般の部

【休館日】 火曜日  
 （祝日の場合は翌日が休館日）

【開館時間】

午前9時～午後5時

（入館受付は午後4時30分まで）

【入館料】

一般 500円（300円）

高校生 250円（150円）

小中生 200円（150円）

※（ ）内は15人以上の団体料金

【問い合わせ先】

肱川風の博物館

☎342181

沖浦観音春季大祭

毎年恒例の沖浦観音春季大祭が行われます。国指定重要文化財の木造十一面観音立像と桜の名所で知られる沖浦観音祭りに、ご家族おそろいでぜひご来場ください。

【日時】 4月17日(水) 午前11時～

【場所】 長浜町沖浦（萬松山瑞龍寺）

【内容】 観音法要、餅まき・福まき、大正琴、ベリーダンス、民謡

【問い合わせ先】

長浜支所 ☎52-1111(内線33・34)



大洲のうかい 鵜匠・船頭募集

大洲市観光協会では、「うかい」で活躍できる鵜匠と船頭を募集しています。年齢・性別は問いません。あなたも一緒に「大洲のうかい」を盛り上げてみませんか？

▽鵜匠

【募集期間】 4月1日～（随時）

【募集人数】 2人

▽船頭

【募集期間】 3月25日(月)～4月30日(火)

【募集人数】 5人

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 大洲市観光協会 ☎24-2664



## 平成25年度大洲市うるおいの里づくり 事業募集のお知らせ

市では、住みよい快適なうるおいの里づくり事業を実施する自治会や伝統芸能保存会に対し、その経費の一部を補助します。

補助の対象となる事業などは、次のとおりです。

### 【補助対象種目】

- ▽ふれあい広場整備（ミニ公園）
  - …広場、土俵など
- ▽観光交流資源整備
  - …観光地、景勝地など
- ▽伝統芸能・文化の保存育成
  - …太鼓、獅子舞など

### 【補助対象団体】

協議会および保存会などで、組織が明確な団体



獅子舞備品整備（天満区獅子舞保存会）

### 【申請方法】

事業計画書などの関係書類を企画調整課、各支所へ提出してください。

用紙は、企画調整課、各支所、公民館、連絡所に用意しています。また、大洲市公式ホームページからダウンロードすることができません。

### 【計画書提出期限】

4月30日(火)

### 【問い合わせ先】

企画調整課企画係

☎241728



獅子舞備品整備（和田獅子保存会）

## JICAボランティア参加者を募集します 〜世界も、自分も、変える仕事〜

あなたの技術・経験を生かしてみませんか。開発途上国で、現地の人と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。

派遣期間は原則2年間ですが、短期ボランティア（1か月〜10か月程度）もあります。

### 【募集期間】

4月1日(月)〜5月13日(月)

(当日消印有効)

### 【対象者】

- ▽青年海外協力隊
    - 満20〜39歳で日本国籍を持つ人
  - ▽シニア海外ボランティア
    - 満40〜69歳で日本国籍を持つ人
- 【締切日】 5月13日(月)

募資料の配布、「おじいさんと草

原の小学校」(84歳のケニア人が小学校に行く実話を描いた作品)の無料上映、活動の概要説明、JICAボランティア経験者の体験談、個別応募相談などとなります。参加は無料で、予約は不要です。ぜひ、お越しください。

### 【日時】

4月20日(土) 午後2時〜

### 【対象】

- ▽青年海外協力隊
- ▽シニア海外ボランティア

### 【場所】

松山市男女共同参画推進センター  
(コムズ) 5階大会議室

### 【問い合わせ先】

JICA(ジャイカ) 四国

☎087(821)8824

<http://www.jica.go.jp>



## ミツバチ飼育者は届け出が必要になります

趣味養蜂家の増加など、養蜂業界を取り巻く環境が大きく変化していることなどにより、養蜂振興法が改正され、一部を除きすべての飼育者に飼育届を提出していただくことになりました。

### 【届け出が必要な人】

▽趣味、仕事にかかわらず、巣箱を設置してミツバチを飼育している人（自家消費のみの人も届け出が必要です。）

※自己所有ではない土地に巣箱などを設置している人は、土地使用承諾書も併せて提出してください。

### 【届け出が不要な人】

▽花粉交配用を使用する目的で、必要な期間のみミツバチを飼育する人

▽野生のミツバチの自然巣から、ハチミツなどを採取する人

### 【届出方法】

必要事項を記入の上、農林水産課まで提出してください。

届け出の用紙などは、愛媛県のホームページからダウンロードできるほか、農林水産課でも用意しています。



### 【提出・問い合わせ先】

農林水産課営農水産係

☎24 1727

※改正養蜂振興法について、詳しくは愛媛県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ehime.jp/>

（愛媛県ホームページ↓仕事・産業・観光↓畜産業↓畜産業振興↓畜産関係情報↓お知らせ）

## 大洲都市計画公園（城山公園）の変更にかける説明および意見陳述会の開催について

城山公園は、平成14年に都市計画決定した都市計画公園です。

市では都市計画決定以降、順次整備を進めてきましたが、公園利用者の移動の円滑性や回遊性を高めるため、都市計画決定変更の検討を行ってまいりました。

このたび、公園区域の一部と都市計画上の位置付け（名称）の変更を行う素案がまとまりましたので、この変更内容についての「説明および意見陳述会」を、次のとおり開催します。

### 【日時】

4月11日（木） 午後7時～

【場所】 市役所2階大ホール

### 【変更の概要】

現在 「4・4・3城山公園」  
地区公園 面積4・0ヘクタール  
→  
変更後 「8・4・1城山公園」  
特殊公園（歴史公園）  
面積4・1ヘクタール

### 【問い合わせ先】

都市整備課都市計画係  
☎24 2111（内線244）

## 平成25年度警察官（大学卒）募集

平成25年度の警察官採用試験を実施します。

試験日程や試験科目などの詳細および高校卒業程度の人や警察官採用試験については、下記までお問い合わせください。

なお、愛媛県警察では、女性警察官の採用を拡大する方針で、女性警察官の採用比率を高めることにしています。

### 【受験資格】

年齢17歳以上30歳未満で、大学卒業者または平成26年3月末日までに大学を卒業する見込みの人（年齢は平成25年4月1日現在）

【受付期間】 4月上旬～下旬予定

### 【第1次試験日】

5月初旬～中旬予定

### 【問い合わせ先】

大洲警察署 ☎25 1111

<http://www.police.pref.ehime.jp/ozu/>

【試験区分】 警察官（大学卒業）

## 平成25年度土地・家屋に関する資料の閲覧について

### 縦覧帳簿の縦覧

平成25年度固定資産税「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧を行います。

縦覧できる人は、固定資産税の納税義務者またはその代理人などです。

【期間】 4月1日(月)～30日(火)  
(土・日・祝日を除く。)

【時間】

午前8時30分～午後5時15分

【場所】 税務課および各支所

【縦覧に必要な物】

運転免許証など、本人確認ができるもの

※代理人の場合は、必ず委任状を

ご持参ください。

【手数料】 無料（コピーは不可）

課税台帳の閲覧

納税義務者や借地・借家人などの権利関係のある人は、当該資産の課税台帳を閲覧することができます。閲覧期間・時間・場所および手数料は縦覧と同じです。

※権利関係のある人が閲覧する場合は、確認できる書類（登記事項証明書・賃貸借契約書など）をご持参ください。

【問い合わせ先】

税務課固定資産税係

☎242111

(内線126～128)

## 税務署からのお知らせ

### 確定申告の修正などについて

【税額を多く申告していた時】

更正の請求をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められた時は、正しい税額に減額されます。※更正の請求書は、原則として法定申告期限から5年以内に提出してください。

【税額を少なく申告していた時】

修正申告をして、正しい税額に修正してください。

※修正申告により、本税のほかに

延滞税がかかる場合があります。

【確定申告を忘れていた時】

できるだけ早く期限後申告をしてください。

※期限後申告をすると、本税のほかに加算税および延滞税がかかる場合があります。

【問い合わせ先】

大洲税務署

☎243115



## 軽自動車税の減免および口座振替日のお知らせ

### 軽自動車税の減免について

身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付（交付日が平成25年4月1日以前）を受けている人が軽自動車を使用する場合、一定の条件を満たせば、軽自動車税が減免されます。

※減免の台数は、普通車なども含めて、対象者1人につき1台限りです。

【対象車両】

① 障がい者（身体・知的・精神）、戦傷病者が所有する軽自動車

② 知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい者の場合、生計を共にする人が所有する軽自動車

③ 車いすの昇降装置や固定装置などを備えた、構造上、障がい者が利用すると認められる軽自動車（車検証の車体形状が「車いす移動車」などの記載があるもの）

【申請に必要なもの】

▽申請書、車検証、印鑑（認め印）可。ただし、朱肉使用のもの

▽運転免許証、障害者手帳などの原本（ただし、前記③の軽自動車を除く。）

※前記②の軽自動車については、これ以外にも「健康保険証」または「生計同一証明書」が必要です。

※障がい者本人が運転し、前年度に引き続き減免を受ける場合は、障がいの程度や減免車両などに変更がない限り、郵送での申請が可能です。詳しくは担当課までお問い合わせください。

【受付期間】

4月1日(月)～12日(金)

### 軽自動車税の口座振替日について

継続検査（車検）用納税証明書を早くお出しするため、軽自動車税の口座振替日が早くなっています。ご注意ください。

【口座振替日】

5月27日(月)

【問い合わせ先】

税務課収納係

☎242111（内線125）